

＜水道に関するお知らせ＞

◎水道検針にご協力ください

水道料金を算出するための検針は、1・3・5・7・9・11月の年6回行っています。今回、5月の検針として、委託した検針員が訪問しますので、能率的に検針できるように、次の点についてご協力をお願いします。

▽メーターボックスの上に物を置かないようにしてください。

▽犬は出入口やメーターボックスから離してつないでいてください。

◎水道料金と納期限

水道料金は、基本料金と水量料金からなっています。基本料金は、使用水量にかかわらずいただく料金で、水量料金は使用水量に応じていただく料金です。納期限は、現金払いは奇数月の月末、口座振替の場合は、奇数月の25日です。

◎便利な口座振替制度

水道料金のお支払いは、口座から自動的に引き落とされる口座振替が便利です。各取扱金融機関に金融機関届出印鑑と通帳を持参して申し込むことができますので、ご利用ください。

【取扱金融機関】

福島さくら農協、東邦銀行

郡山信用金庫各本店・各支店
郵便局、東北労働金庫郡山支店
郡山東支店

▼問 企業局水道・宅造グループ
☎62・2500

＜低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金のお知らせ＞

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給の高齢者を支援するため、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者を対象に、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

▼給付対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方（※昭和27年4月1日以前に生まれた方です。）

▼給付額

給付対象者1人につき3万円

▼申請手続

申請先は、基準日（平成27年1月1日）において住民登録がされている市町村となります。給付対象者には、申請書を送付しましたので、必要事項を記入し、保健センター窓口へ提出、または返信用封筒で返送してください。

なお、平成27年度臨時福祉給付金の申請受付は、既に終了していますので、ご了承ください。

▼申請受付期限

7月19日（火）

※以降の受付はできません。

▼支給予定日

平成28年5月中旬以降

※申請書類の審査結果、記載・押印漏れや添付書類に不備が発生した場合は、支給が遅れます。

☆振り込め詐欺に注意！

町や厚生労働省などが、給付金の支給などの各種手続のために、手数料の振込みやATMの操作を依頼することは、絶対にありません。給付金を口実とした不審な電話があった場合には、最寄りの警察署へご連絡ください。

▼問 保健センター

☎62・3166

＜マイナンバーカード（個人番号カード）交付の遅延について＞

マイナンバーカード（個人番号カード、以下「カード」）をご申請された町民の皆様には、カード交付にお時間をいただき、また、ご不便をおかけし大変申し訳ございません。

現在、順次カード交付の準備を進めています。ニュース等で報道されているとおり、カード発行を管理するシステムのトラブルもあり、交付までかなりの時間を要しています。

全国市町村のカードの作成は地方公共団体情報システム機構（以下「J・LIS」）が行っていますが、J・LISからの納品が申請順と前後しているケースもあり、先に申請された方の交付が遅くなるという事態も発生しております。

早い時期にお申込みをされた方には、大変申し訳ありませんが、何卒ご了承ください。

また、J・LISからのカードケースの作成も間に合わず、町に納品されていない状態です。カードおよび、カードケースが届き次第、交付を行いますので、今しばらくお待ちいただけますようお願い申し上げます。

▼問 住民課 住民グループ

☎62・8126



広告欄